

福岡広域都市計画地区計画の決定（篠栗町決定）

都市計画乙犬地区地区計画を次のように決定する。

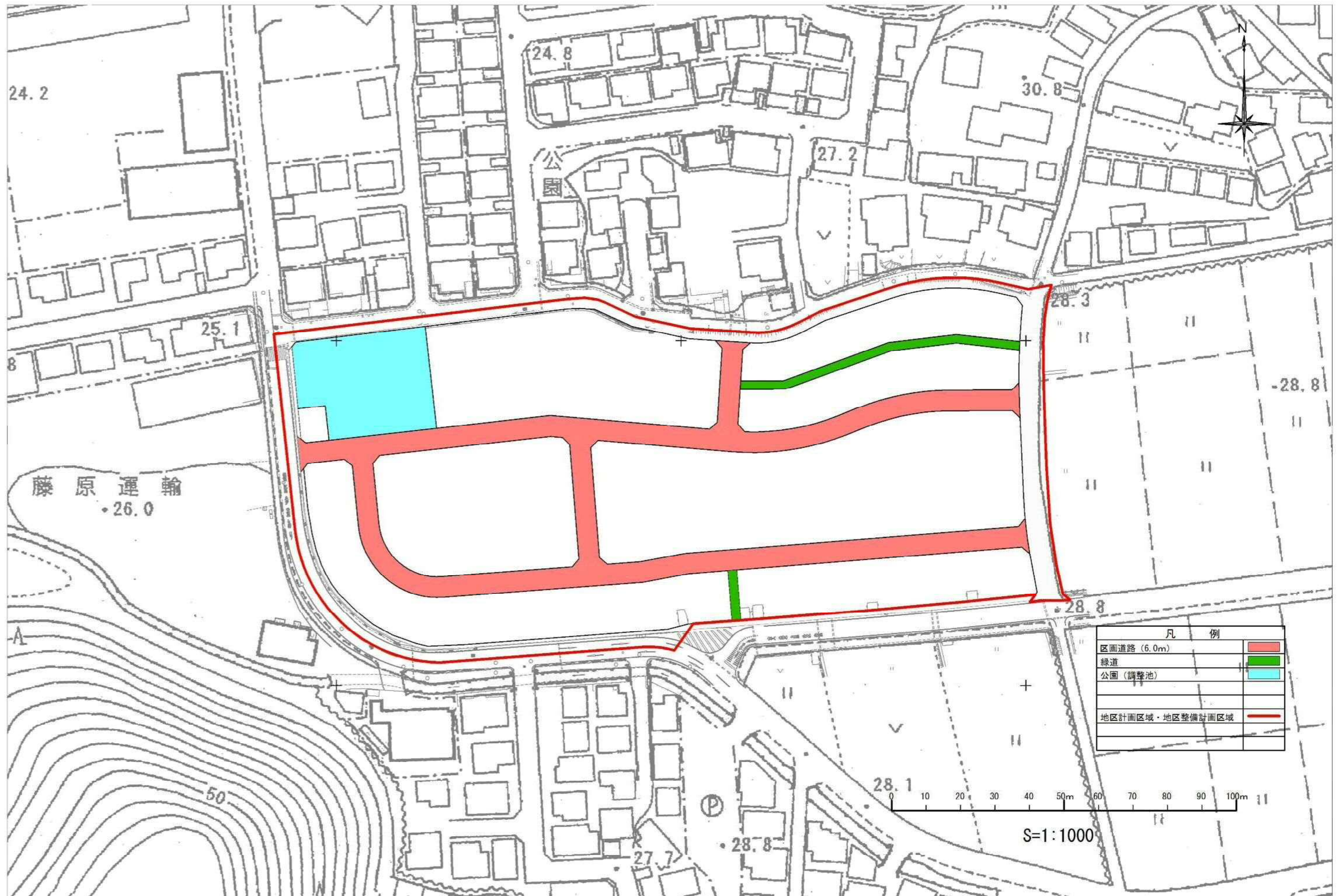
名称		乙犬地区地区計画			
位置		篠栗町大字乙犬地内			
面積		約 2.0ha			
地区計画の目標		<p>本地区は、篠栗町の南西部に位置し、北、西、南を市街地に囲まれ、JR 門松駅や福岡 IC を結ぶ東西の大動脈である県道福岡篠栗線に近接するという高い利便性を備えた地区である。</p> <p>本地区計画は、篠栗町都市計画マスタープランの目標像である「背景のやまなみと田園等の自然と生活利便が共存した、ゆったりとした暮らしを育むまち」にふさわしい市街地の一部として、自然環境との調和を図りつつ、交通利便性の高さを生かした良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	用途の混在や敷地の細分化を防ぎ、自然環境との調和を図りつつ、良好な立地条件を生かした低層住宅地として秩序ある土地利用を目指す。			
	地区施設整備の方針	安全かつ快適な道路・公園、緑あふれる住環境の創出のため、緑地・緑道を計画的に配置し、住民の利便性と安全性に配慮した整備を行う。			
	建築物等の整備の方針	良好な住宅地の形成と保全を図るため、建築物等の用途等の制限を定める。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長
			区画道路	6.0m	約500m
			緑道	2.5m	約100m
	公園	名称	面積		
		公園（兼調整池）	約1,080㎡		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 二戸以下の長屋</p> <p>(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので建築基準法施行令（以下「令」という。）第 130 条の 3 で定めるもの</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（令第 130 条の 5 で定めるものを除く。）</p>		
建築物の敷地面積の最低限度		180㎡			
垣又は柵の構造の制限		道路及び公園など公共空間に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣又はフェンス、鉄柵等透視可能なものとし、併せて植栽を施したものにするなど、公共空間からの景観に配慮したものとする。ただし、門柱及び意匠上これに附属する部分等については、この限りではない。			
屋根の形状		屋根の形状は、街並みの景観に配慮したものとする。			
屋根の色	屋根の色は、低彩度・低明度のものとし、原色を避ける。				

	外壁の色	外壁の色は、「自然環境や街並みの調和」を基本とし、原色等彩度の高いものを使用してはならない。
	広告物の制限	<p>自己の用に供する広告物・看板類で次の要件を満たすもの以外は、設置してはならない。</p> <p>(1) 最大表示面積が片面0.5㎡、両面で1.0㎡以内のもの</p> <p>(2) 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観及び風致を損なわないもの</p>

種類、位置及び区域は計画図表示のとおり

理由 別紙のとおり

計画図 (地区計画の決定)



凡 例	
区画道路 (6.0m)	
緑道	
公園 (調整池)	
地区計画区域・地区整備計画区域	

0 10 20 30 40 50m 60 70 80 90 100m

S=1:1000